様式１　(特定地域医療提供機関（B 水準）指定申請書)

 第　　　号

年 月 日

長野県知事 様

開設者

住 所

氏名又は名称

（代表者名）

特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和３年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第５条の規定により改正法第３条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第113条の規定に基づき申請する。

１．指定を予定する医療機関

|  |  |
| --- | --- |
| 管理者の氏名 | ふりがな |
|  |
| 名称 | ふりがな |
|  |
| 所在の場所 | ふりがな |
|  |

２．医療法第113条第１項の指定にかかる業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）

　第１号　 救急医療

第２号　 居宅等における医療

第３号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

３．添付書類

　① 医師労働時間短縮計画（案）

　② 医療法第113条第１項に規定する業務があることを証する書類（添付資料１）

　③ 医療法第113条第３項第２号の要件を満たすことを証する書類

　④ 医療法第113条第３項第３号の要件を満たすことを誓約する書類（添付資料６）

　⑤ 医療法第132条の規定により通知された法第131条第１項第１号の評価の結果を示す書類

　※③ 医療法第113条第３項第２号の要件を満たすことを証する書類については、医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書（⑤医療法第132条の規定により通知された法第131条第１項第１号の評価の結果を示す書類）を代替として扱うことが可能です。

添付書類１

医療法第113条第１項に規定する業務があることを証する書類

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関名 |  |

医療法第113条第１項の指定に係る業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）

 ※長時間従事させる医師が複数おり、それらの医師が携わる医療が別々の場合は、複数選択すること。

 第１号　救急医療

 第２号　居宅等における医療

 第３号　地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

（続く）

「第１号　救急医療」を選択した医療機関にお伺いします。

|  |
| --- |
| １．長野県保健医療計画において3次救急医療機関として位置づけられていますか。 |
| □　はい　　→　６へ | □　いいえ |
| ２．長野県保健医療計画において２次救急医療機関として位置づけられていますか。 |
| □　はい | □　いいえ |
| 【２で「はい」を選択した医療機関にお伺いします。】３．年間救急車受入台数（※前年１～12月実績） |
| 件 |
| 【２で「はい」を選択した医療機関にお伺いします。】４．夜間・休日・時間外入院件数（※前年１～12月実績） |
| 件 |
| 【２で「はい」を選択した医療機関にお伺いします。】５．長野県医療計画において５疾病５事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられていますか。※５疾病５事業（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療） |
| □　はい | □　いいえ |
| （「はい」と回答した医療機関においては該当する疾病又は事業を記入してください。） |
| ６．地域医療提供体制の確保の観点からやむを得ず、救急医療に従事する勤務医の時間外労働の上限（960時間）を超えざるを得ない理由を記載してください。 |
|  |

「第２号　居宅等における医療」を選択した医療機関にお伺いします。

|  |
| --- |
| 1. 機能強化型在宅療養支援病院及び機能強化型在宅療養支援診療所ですか。

**（上記要件が確認できる書類を添付してください。）** |
| □　はい | □　いいえ |
| ２．地域医療提供体制の確保の観点からやむを得ず、居宅等における医療に従事する勤務医の時間外労働の上限（960時間）を超えざるを得ない理由を記載してください。 |
|  |

「第３号　地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療」を選択した医療機関にお伺いします。

|  |
| --- |
| １．医療提供の状況について教えてください。（当てはまるもの全てをお選びください。）①精神科救急に対応する医療機関である。②小児救急を提供する医療機関である。③へき地において中核的な役割を果たす医療機関（へき地医療拠点病院又はそれに準じる役割を担う医療機関）である。④高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関である。⑤児童精神科に対応する医療機関である。⑥その他**（具体的な医療機能を下記に記入してください。）** |
| 回答欄：（その他：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ２．地域医療提供体制の確保の観点からやむを得ず、地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療に従事する勤務医の時間外労働の上限（960時間）を超えざるを得ない理由を記載してください。 |
|  |